

高知県最適土地利用対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県最適土地利用対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域ぐるみの話合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等を目的に、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する経費、これに対する補助率及び補助対象者は、別表第1に定めるとおりとする。

(流用の禁止)

第4条 補助事業者は、別表第1の区分の欄に掲げる各事業及び区分の欄の1の事業においては経費の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(事業実施計画の作成)

第5条 補助事業者が、次条の高知県最適土地利用対策事業費補助金交付申請書を提出しようとするときは、実施要領に基づき事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し提出しなければならない。

2 前項の規定により作成された実施計画については、第8条の規定による補助金の交付の決定をもって知事が承認したものとみなす。ただし、第7条の規定による交付決定前着手届を提出する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、別表第1の区分の欄の1の事業の実施に当たっては、事業の開始年度の翌年度以降の各年度において、実施要領第8の1の（4）に基づき年度別事業実施計画を作成し、3月末日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する

地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の交付決定前の着手)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから別記第2号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者及び補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならないこと。
- (5) 補助事業者は、前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同号の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
- (6) 前号の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条の規定により定める処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)内においては、同号に規定する帳簿等に加え、別記第3号様式による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。
- (7) 取得財産等については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 取得財産等(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの)について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助

対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方又は間接補助事業者としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 県税の滞納がないこと。
- (13) 別表第 1 の 1 の（2）及び 2 の（1）の事業の実施における施工業者の選定に当たっては、原則として 3 者以上の競争見積又は指名競争入札若しくは一般競争入札を行うこと。
- (14) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号に掲げる条件のほか、別表第 3 に掲げる県に対する税外未収金債務の滞納がないことを条件に付さなければならないこと。
- (15) 補助事業者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和 7 年 12 月 26 日付け 7 環バ第 355 号大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付して提出すること。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、別記第 7 号様式の実績報告書に添付して提出すること。

GAP 認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで、上記の手続を省略することができる。対象となる GAP 認証は、次のとおりとする。

- ア JGAP（農産・畜産）
- イ ASIAGAP
- ウ GLOBALG. A. P.
- エ 国際水準 GAP ガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県 GAP（ただし、農産のみ。）

（補助事業の変更）

第 10 条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの変更（各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に別記第 4 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業費（別表第 1 の区分の欄 1 の事業にあつては土地利用構想の策定後における総事業費）の 3 割を超える増減
- (2) 補助対象者又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の変更又は廃止

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、第2四半期及び第3四半期(別表第1の1の(2)の事業にあつては第3四半期)の末日現在において、別記第5号様式により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第12条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の中止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第7号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合であつて、第1項の実績報告書を知事に提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額したときにあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者が規則又はこの要綱等の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

(5) 間接補助事業者等が別表第2に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

2 知事は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対す

る補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかに該当する補助金の交付の取消しをした場合において、前項の規定による補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（グリーン購入）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第5号から第9号まで、第13条第3項、第15条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条、第5条、第9条、第10条、第11条関係）

区 分	経 費	補助対象者	補助率
1 最適土地利用 総合事業	<p>(1) 最適土地利用推進事業 実施要領別表1の事項欄の1のうち、事業メニュー欄の1に定める取組等について、実施要領第10に規定された経費</p> <p>(2) 最適土地利用整備事業 実施要領別表1の事項欄の1のうち、事業メニュー欄の2に定める整備について、実施要領第10及び第18に規定された経費</p>	市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構	<p>定額 ただし、上限は実施要領別表1の交付率及び助成額の欄に規定のとおり</p> <p>交付対象事業費の5.5/10以内 ただし、上限は実施要領別表1の交付率及び助成額の欄に規定のとおり</p>
2 荒廃農地再生 支援事業	<p>(1) 荒廃農地再生事業 実施要領別表1の事項欄の2のうち、事業メニュー欄の1に定める整備について、実施要領第10及び第18に規定された経費</p> <p>(2) 再生推進事業 実施要領別表1の事項欄の2のうち、事業メニュー欄の2に定める取組等について、実施要領第10に規定された経費</p>	<p>市町村、事業対象農地を耕作の用に供する者又は所有者</p> <p>市町村</p>	<p>交付対象事業費の1/2 ただし、補助額については実施要領別表1の交付率及び助成額の欄に規定のとおり</p> <p>交付対象事業費の1/2以内（上限10万円）</p>

別表第2（第8条、第9条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第9条関係）

対象となる税外未収金債務
中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
農業改良資金貸付金償還金
林業・木材産業改善資金貸付金償還金
沿岸漁業改善資金貸付金償還金